

豊中市議会広報委員会要綱

（目的）

第1条 この要綱は、豊中市議会会議規則（昭和34年豊中市議会規則第1号）第128条第4項の規定に基づき、広報委員会の運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 広報委員会は、議会報の編集及び発行その他議会活動の市民への広報に関し協議又は調整を行う。

（委員）

第3条 広報委員会の委員は、副議長及び会派（3人以上の所属議員を有する団体をいう。以下同じ。）が、その所属議員のうちから選出する者（各会派1人ずつ）をもって構成する。

2 委員（会派がその所属議員のうちから選出する者に限る。）の任期は概ね1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 広報委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副議長をもって充てる。

3 委員長は、広報委員会の事務を総理し、広報委員会を代表する。

4 副委員長は、議長が所属する会派が、その所属議員のうちから選出した委員をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 広報委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 広報委員会は、委員（次条に規定する代理出席者を含む。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の表決の方法は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 議長は、広報委員会に出席し、発言することができる。

(代理者の出席)

第6条 委員（会派がその所属議員のうちから選出する者に限る。）に事故があるときは、当該会派に所属する議員のうちから代理者を出席させることができる。

2 前項の規定により代理者を出席させる場合は、委員長にその者の氏名を届け出なければならない。

(会議の非公開)

第7条 広報委員会の会議は、原則として公開しない。

(記録)

第8条 委員長は、事務局職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

(会議の結果等の公表)

第9条 第7条の規定にかかわらず、広報委員会は、会議の結果その他必要と認める事項を議会のホームページに掲載する方法により公表する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広報委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が広報委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

2 当分の間、第7条の規定にかかわらず、議員は、モニター放映の方法により広報委員会の会議を傍聴することができる。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月22日から施行する。